

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

### 夏季における連続休暇の普及促進について

現在、職場環境の急速な変化が進む中で、長時間労働による疲労の蓄積に伴う健康障害やメンタルヘルスの問題が発生しており、労働者が職務から一定期間離れて、心身のリフレッシュを図り、健康の保持増進、自己啓発等を行う機会を確保するため、労働時間の短縮を行う必要性がますます高まっています。

連続休暇の普及・拡大は、労働時間短縮の重点事項の一つであり、平成7年7月に策定した「ゆとり休暇推進要綱」においては、これからの休暇の重点目標として、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要があるとされています。

特に、夏季は、暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏休みでもあり、家族との触れ合いを深めることができる良い機会となることなどから、夏季における連続休暇には、大きな意義があると考えています。

このため、本年度も夏季における連続休暇の意義とその活用について、労使の理解をはじめとする地域におけるコンセンサスを得ることを重点に、「ほっとウィーク」をキャッチフレーズとし、普及促進を図ることとしましたので、下記の基本的考え方に留意の上、夏季における連続休暇の普及促進のための対策の効果的な実施に努められるようお願いいたします。

なお、都道府県に対しては、別添のとおり依頼しておりますので、連携を図られるよう併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的考え方

次に掲げる事項に留意しつつ、年次有給休暇の計画的付与の実施等を中心に、夏季における特別休暇と週休日等の弾力的な組合せ等により、1週間以上のまとまった連続休暇を実施する。

また、既に1週間程度の連続休暇を実施している企業については、通算10日程度の連続休暇の実施を目指すものとする。

(1) 年次有給休暇の計画的付与の活用促進

年次有給休暇の計画的付与制度（①事業場全体による一斉付与、②班別の交替制による付与、③計画表による個人別付与等の方法）を、有効に活用する。

(2) 業務体制の整備

個々の労働者の休暇の取得希望と企業の業務との調整を図るため、休暇取得を織り込んだ業務計画の策定等、業務体制整備の取組を行う。

(3) 休暇の取得時期の分散化

休暇中の渋滞、混雑を緩和し、休暇の「品質」を高めるため、休暇取得時期の調整・計画による分散化を図る。

(4) 休暇を取得する雰囲気醸成

職場において休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するため、企業のトップによる休暇取得の呼びかけや管理者による休暇取得の率先垂範等を行う。

(5) 取得状況のフォローアップ

年次有給休暇の取得状況を休暇管理簿等で常時把握し、必要に応じて、取得状況の通知や取得促進を行う。

## 2 対策

夏季における連続休暇の普及促進を図るため、次の対策を実施することとする。

(1) 広報

地方公共団体の広報誌をはじめとする各種の広報手段を積極的に活用して、それぞれの地域の特性に応じた周知・広報を行う。周知・広報活動の実施に当たっては、別途送付したポスター、リーフレットや収集した好事例を有効に活用する。

(2) 労使に対する働きかけ

地方労働審議会をはじめとする各種会議、集団指導等あらゆる機会を通じて年次有給休暇の意義と活用、計画的付与、夏季における特別休暇と週休日等との組合せによる連続休暇の実施方法等について説明する。

なお、使用者側に働きかけを行う際は、休暇を取得することにより、余暇活動を通じた消費拡大等の経済効果が見込まれること、人材を確保し成長させることによる企業の活性化が期待されること等、企業にとって大きなメリットをもたらす側面についても触れることが望ましい。

(3) 関係行政機関及び団体との連携

都道府県労働時間短縮推進協議会等の場を活用して、関係行政機関及び関係団体とも十分に連携を図る。

(4) 夏季における連続休暇実施予定状況等調査の実施及び公表

夏季における連続休暇実施予定状況等調査は、社団法人全国労働基準関係団体連合会が労働時間短縮支援センター業務の一環として行い、本省において結果を公表したところであるが、地域的事情等により調査等の実施を希望する局においては、局独自の調査項目を設定し、実施することも差し支えない。

また、調査等を実施しない局においても、日頃から、好事例の収集等に努めることとする。

別添

基賃時発第0624002号

平成17年6月24日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

### 夏季における連続休暇の普及促進について

現在、職場環境の急速な変化が進む中で、長時間労働による疲労の蓄積に伴う健康障害やメンタルヘルスの問題が発生しており、労働者が職務から一定期間離れて、心身のリフレッシュを図り、健康の保持増進、自己啓発等を行う機会を確保するため、労働時間の短縮を行う必要性がますます高まっています。

連続休暇の普及・拡大は、労働時間短縮の重点事項の一つであり、平成7年7月に策定した「ゆとり休暇推進要綱」においては、これからの休暇の重点目標として、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要があるとされています。

特に、夏季は、暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏休みでもあり、家族との触れ合いを深めることができる良い機会となることなどから、夏季における連続休暇には、大きな意義があると考えています。

このため、本年度も夏季の連続休暇の積極的意義とその活用について、労使の理解をはじめとする地域におけるコンセンサスを得ることを重点に、「ほつとウィーク」をキャッチフレーズとし、普及促進を図ることとしたところです。

つきましては、貴職におかれても、この趣旨を御理解の上、都道府県労働局と連携を図りつつ、夏季における連続休暇の一層の普及促進について御協力いただきますようお願いいたします。